

四万十市公式ホームページリニューアル業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年6月1日

四万十市長 中平 正宏



1 業務概要

(1) 業務名

四万十市公式ホームページリニューアル業務

(2) 業務の内容

四万十市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(3) 提案上限額

初期構築費 15,150,000 円以内（円（消費税額及び地方消費税額を除く。）

保守費 上限は定めないものとするが、審査対象とする。

(4) 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 国、都道府県及び四万十市から指名停止を受けていないこと。
- (2) 過去5年以内に、人口3万人以上の市、国、都道府県等において、CMSの導入を前提とするホームページの構築業務を5件以上履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (3) 過去3年以内に、人口3万人以上の市、国、都道府県等自治体のホームページに対して、JIS X 8341-3:2016の「適合レベルAA」に準拠した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市区町村税を滞納している者でないこと。

(7) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年四万十市規則第 7 号）第 2 条第 2 項第 5 号に定める排除措置対象者に該当する者でないこと。

※(1)、(4)～(7)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

3 公募資料等の交付方法

資料等は四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.shimanto.lg.jp/topj.html>

4 質問受付及び回答

(1) 提出期限 令和 3 年 6 月 8 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法 【様式 6】 質疑書を電子メールにて下記 10 へ送信すること。

(3) 回答方法 競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、四万十市公式ホームページにて公表する。（参加申込書を提出した者については、電子メールにおいても回答を行う。）

5 参加申込書の提出期限等

(1) 提出期限 令和 3 年 6 月 16 日（水）午後 5 時

(2) 提出書類 ア 【様式 1】 参加申込書

イ 【様式 2】 参加資格に関する申立書

ウ 【様式 3】 受注等実績調書

エ 【様式 4】 会社概要書

オ 【様式 5】 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

カ 納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税。写し可。令和 3 年 4 月 1 日以降の証明日付のもの）

キ 商業登記簿謄本（参加申込書の提出日から 3 か月以内に発行されたもの。写し可）

ク 決算報告書（直近のもの。写し可）

(3) 提出場所 下記 10 へ

(4) 提出方法 持参または郵送（提出期限までの必着。配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

6 企画提案書類等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 3 年 6 月 25 日（金）午後 5 時

(2) 提出書類 ア 企画提案書（任意の様式）

- イ 【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ウ 企画提案書の電子データ（CD-RまたはDVD-R）
- エ 【様式7】費用見積書（初期構築費用）
【様式7別紙】費用見積明細書（初期構築費用）
- オ 【様式8】費用見積書（保守費用）
【様式8別紙】費用見積明細書（保守費用）

(3) 提出場所 下記10へ

(4) 提出方法 持参または郵送（提出期限までの必着。配達証明）により提出すること。

7 選定方法

(1) 参加資格確認

提出された参加申込書等を基に、担当部署において資格要件の確認を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

提出された【別紙1】CMS機能要件一覧表により基準点を担当部署が採点し、基準点が高い者から3者程度を選定する。ただし、参加申込書等を提出した者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

(3) 二次審査

一次審査により選定された者を対象に、四万十市公式ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション及び提出書類による審査を実施し、四万十市公式ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める審査基準に従い評価を行う。

二次審査における全委員の評価点を合計したものを総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として、次に総合評価点が高い者を次点交渉権者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める審査方法により交渉権者を選定する。

8 選定結果の通知

(1) 参加資格確認

参加資格確認後は、参加申込者全員に確認通知を電子メールにより通知する。また、企画提案資格を有する者にはプロポーザル関係書類提出要請を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

書類審査終了後、参加者全員に審査結果を電子メールにより通知する。また、一次審査を通過した参加者には二次審査への参加要請を行う。

(3) 二次審査

委員会における二次審査終了後、二次審査の参加者全員に審査結果を電子メールにより通知する。また、審査結果を四万十市公式ホームページにおいて公表する。

なお、審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。

9 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、四万十市情報公開条例（平成 17 年四万十市条例第 13 号）に基づく公開請求があった場合、本プロポーザルに関するすべての文書は、原則として公開の対象となる。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (4) 詳細については、実施要領等によるものとする。

10 担当部署

- (1) 所 在 〒780-8501 四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地
- (2) 担 当 課 四万十市 企画広報課（広報統計係）
- (3) 電 話 番 号 0880-34-1810（直通）
- (4) F A X 番 号 0880-35-0007
- (5) 電 子 メ ー ル kouhou@city.shimanto.lg.jp